

○総務省令第三十号

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「第三十四条第一項」を「第十二条の二第四項第二号二」に改める。

第四条の次に次の三条を加える。

（登録の更新）

第四条の二 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第一項の申請書は、様式第一によるものと

する。

2 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第二によるものとする。

3 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 様式第三によるネットワーク構成図
- 二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類
- 三 申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要
- 四 申請者が法人であるときは、次に掲げる書類
  - イ 定款の謄本及び登記事項証明書
  - ロ 役員の名簿及び履歴書
  - ハ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- 五 申請者が法人以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

ハ 団体の財産の状況を記載した書類

六 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類

ロ 履歴書

ハ 資産目録

七 法第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする事由、当該事由が生じた日等に関する様式第四の二による書類

八 前号の事由が、申請者がその特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下

この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信業務を提供する電気通信事業に限る。次号において同じ。）の全部若しくは一部を承継したときである

場合には、次に掲げる書類

イ 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

ロ 合併又は分割の条件に関する説明書

九 第七号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類

イ 譲渡しに関する契約書の写し

ロ 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類

十 第七号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三による事業収支見積書

十一 所要資金（第七号の事由に関し申請者が金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。）を支払った場合における当該金銭等をいう。）の額及び調達方法を記載した書類

十二 電気通信業務に関する組織図（内部管理に関する業務を行う部門に関するものを含む。）

十三 電気通信業務に関する社内規則等（法令等の遵守に関する方針及び手続を含む社内規則その他こ

れに準ずるものをいう。)

十四 第七号の事由が生じたことにより次に掲げる事項を変更した、又は変更しようとする場合(他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に与える影響が軽微である事項を変更した、又は変更しようとする場合を除く。)

には、その内容を記載した書類

イ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の概要

ロ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との

接続条件

ハ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の他の電気通信事業者との共用の条件

ニ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の条件

ホ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の条件(二に

掲げるものを除く。)

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に重

要な関係を有する事項

十五 その他その電気通信事業の登録の更新の申請に関し特に必要な事項を記載した書類

(特定電気通信設備の基準等)

第四条の三 法第十二条の二第四項第二号口の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度、芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

2 法第十二条の二第四項第二号口の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第四条の四 法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信

二 無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シング  
ルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシング  
ルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なも  
の無線局による無線通信

2 法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める割合は、百分の三とし、前年度末及び前々年度末  
における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同号ニの同一の電気通信事業者が設置  
する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。  
）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次  
に掲げる数の合計数とする。

- 一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数
- 二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置さ  
れている全ての同種の伝送路設備（前号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数
- 三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の

区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備（第一号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数

3 法第十二条の二第四項第二号ニの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第十四条第一号中「、第二十二条の二の二第一項第一号」を削り、「第十一号」の下に「並びに別表第一号」を加え、同号イ中「（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）」を削り、同条第三号イ(1)中「以下同じ」を「以下このイにおいて同じ」に改める。

第十四条の二中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に改める。

第十九条の二の二ただし書中「原価」を「適正な原価に適正な利潤を加えた金額」に改める。

第十九条の五第四項中「将来原価及び」を「将来の原価及び利潤並びに」に、「将来原価から」を「将来の原価及び利潤から」に改める。

第二十二條の二の二を削り、第二十二條の二を第二十二條の二とし、同條の次に次の九條を加える。  
(提供条件の説明)

第二十二條の二の三 法第二十六條第一項の規定による同項各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明(以下この条、次条第六項第二号及び第二十二條の二の七第一項第五号ホにおいて「提供条件概要説明」という。)は、当該電気通信役務の提供に関する契約(以下この条及び次条において「対象契約」という。)の締結又はその媒介等が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項(付加的な機能の提供に係る役務に係る事項を除く。以下この条及び次条第一項において「基本説明事項」という。)について行わなければならない。ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約(以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「既契約」という。)の一部の変更を内容とする契約(既契約の更新を内容とする契約(以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「更新契約」という。)を除く。以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「変更契約」という。又は更新契約の締結又はその媒介等については、この限りでない。

一 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称(電気通信事業者が、他の電気通信事業者

と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、法第二十七条に定める苦情及び問合せの処理並びに電気通信役務に関する料金の回収等を当該他の電気通信事業者に委託することとしているときを除く。）

二 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該媒介等業務受託者の氏名又は名称

三 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては、苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。）（電気通信事業者が、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、法第二十七条に定める苦情及び問合せの処理並びに電気通信役務に関する料金の回収等を当該他の電気通信事業者に委託することとしているときを除く。）

四 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合（電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）にあつては、当該媒介等業務受託者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話によ

る連絡先にあつては、苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。）

五 提供される電気通信役務の内容（次に掲げる事項を含む。）

イ 名称

ロ 別表に掲げる区分による種類（以下この条及び第二十二條の二の八第一項第一号において単に「種類」という。）

ハ 品質

ニ 提供を受けることができる場所

ホ 緊急通報に係る制限がある場合には、その内容

ヘ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスによる制限がある場合には、その内容  
ト ホ及びへに掲げるもののほか、電気通信役務の利用に関する制限がある場合には、その内容

六 利用者（法第二十六條第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二條の二の十一まで

において同じ。)に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。

七 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて利用者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容は、その内容

八 前二号の料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するときは、当該減免の実施期間その他の条件

九 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法

十 次に掲げる事項その他の利用者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があるときは、その内容

ロ 契約の変更又は解除に伴う違約金の定めがあるときは、その内容

ハ 契約の変更又は解除があつた場合において電気通信役務の提供のために電気通信事業者が貸与した端末設備の返還又は引取りに要する経費を利用者が負担する必要があるときは、その内容

十一 対象契約が法第二十六条の三第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の書面による解除（以下この条から第二十二條の二の九までにおいて「書面解除」という。）を行うことができるものであるときは、書面解除に関する事項

十二 対象契約が第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約であるときは、同号に規定する確認措置に関する事項

2 変更契約又は更新契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも当該各号に定める事項について提供条件概要説明を行わなければならない。

一 利用者からの申出により、既契約の提供条件（基本説明事項（種類を除く。）に限る。以下この号において単に「提供条件」という。）の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結若しくはその媒介等をしようとする場合（第四号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。）又は電気通信事業者からの申出により、提供条件の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結若しく

はその媒介等をしようとする場合であつて、電気通信役務に関する料金の値上げその他当該利用者にとつて提供条件が不利となるとき 基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

二 法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務であつて既契約に係る電気通信役務とは異なる種類のものの提供に関する契約を締結することとなる変更契約の締結又はその媒介等をしようとする場合

#### 基本説明事項

三 更新契約の締結又はその媒介等をしようとする場合であつて、当該更新契約における更新が次のいずれにも該当するもの（以下この項において「自動更新」という。）であり、かつ、既契約と同一の提供条件で当該既契約を更新することを内容とするとき 利用者からの更新しない旨の申出、自動更新をしようとする旨、自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨並びに当該期間及び当該違約金の額に関する事項

イ 当該利用者からの更新しない旨の申出がない限り行われる更新であること。

ロ 当該更新後の契約にその変更又は解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合における違約金の定めがあること。

ハ ロの違約金の額が、当該更新後の契約に係る基本料金（電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金をいい、付加的な機能の提供に係る役務に係るものを除く。）の額を超えること。

四 既契約の提供条件の変更を伴う更新契約の締結又はその媒介等をしようとする場合であつて、当該更新契約に係る更新が自動更新となるとき 前号に定める事項及び基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

3 提供条件概要説明は、説明事項（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいう。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

一 電子メールを送信する方法であつて、利用者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供

する方法であつて、当該利用者が当該ファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明書面を当該利用者に交付するもの又は当該ファイルに記録された説明事項を、当該ファイルに記録された日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間にわたつて当該利用者がこれを閲覧することができるようにするもの

四 説明事項を記録した磁気ディスク、シー・デー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法

六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明書面を利用者に交付する場合等に限り。）

4 前三項の提供条件概要説明は、利用者の知識及び経験並びに当該電気通信役務の提供に関する契約を

締結する目的に照らして、当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならぬ。

5 前二項の規定にかかわらず、第二項第三号又は第四号に掲げる場合における提供条件概要説明は、利用者に対し、説明事項の通知により行わなければならない。

6 法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結又はその媒介等をしようとする場合とする。

一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十条の二の十第一号において「法人契約」という。）

二 他の電気通信事業者との間に電気通信役務の提供に関する契約が締結されたときは自らが提供する電気通信役務についても契約を締結したこととなる旨の契約約款の規定に基づいて締結する契約

三 公衆電話その他の電気通信役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することとなる電気通信役務の提供に関する契約

- 四 電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して提供する電気通信役務の提供に関する契約であつて、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件（説明事項に係るものに限る。）を当該他の電気通信事業者が利用者に説明することとしているもの
- 五 変更契約又は更新契約であつて、第二項の規定により提供条件概要説明をすべきもの以外のもの（書面の交付）

第二十二條の二の四 対象契約が成立したときに法第二十六條の二第一項の規定により作成する書面（以下この条において「契約書面」という。）には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

- 一 基本説明事項（前条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除く。）
- 二 対象契約の成立の年月日、利用者の氏名及び住所その他の当該対象契約を特定するに足りる事項
- 三 基本説明事項に係る電気通信役務に関する料金の支払の時期及び方法又はこれらの見込み
- 四 基本説明事項に係る電気通信役務の提供の開始の予定時期（当該電気通信役務が法第二十六條第一項第一号に掲げる電気通信役務であり、かつ、対象契約が書面解除を行うことができるものであると

きは、開始する日又は開始を予定する日)

五 対象契約を締結した電気通信事業者が、有償で継続して提供される役務（以下「有償継続役務」という。）であつて付加的な機能の提供に係るものを提供する場合又は当該電気通信事業者が当該対象契約の締結に付随して有償継続役務（商品を継続して供給することを内容とする場合を含む。以下同じ。）の提供に関する契約の締結若しくはその媒介等をした場合は、これらの有償継続役務の内容を明らかにするための事項（次に掲げるものを含む。）

イ 名称

ロ 料金その他の経費

ハ 期間を限定した料金その他の経費の減免がされるときは、当該減免の実施期間その他の条件

ニ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

ホ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法が前条第一項第九号に掲げる事項の内容と異なるときは、その旨並びに当該連絡先及び方法

六 契約書面の内容を十分に読むべき旨

2 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 対象契約以外の契約（以下この項において「他の契約」という。）の締結を条件として、又は付加的な機能の提供に係る役務の提供を条件として、期間を限定して対象契約に係る料金その他の経費（付加的な機能の提供に係る役務に係るものを除く。以下この号において同じ。）の減免がされる場合  
減免の実施期間中及び当該減免の実施期間が経過した後の対象契約に係る料金その他の経費の額並びに当該他の契約又は当該役務の対価の額を含む利用者が支払うべき額の算定の方法が図面により示されていること。

二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

イ 書面解除を行うことができる旨

ロ 書面解除を行うことができる期間

ハ イ及びロに掲げる事項にかかわらず、利用者が、電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法第二

十七条の二第一号の規定に違反して書面解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつてロの期間を経過するまでの間に書面解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が交付した不実告知後書面（法第二十六条の三第一項括弧書に規定する書面をいう。第二十二条の二の人において同じ。）を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面解除を行うことができること。

ニ 書面解除を行う旨の書面の送付先その他の書面解除の標準的な手順に関する事項

ホ 法第二十六条の三第二項から第四項までの規定に関する事項

ヘ 書面解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法

ト 対象契約の締結に付随して締結された他の契約であつて書面解除に伴い解除されないもの（当該対象契約を締結した電気通信事業者が締結又はその媒介等をしたものに限る。第二十二条の二の八第一項第八号において「特定解除契約」という。）がある場合は、その旨及びその解除に関する事項

三 対象契約に係る電気通信役務の提供について第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置

を講じている場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

イ 当該確認措置を講じている旨

ロ 当該確認措置の適用に関する条件

ハ 第二十二條の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法

ニ イからハまでに掲げるもののほか、当該確認措置の内容

四 利用者を誘引するための手段として対象契約に係る電気通信役務の提供に付随して電気通信事業者が経済上の利益を提供する場合であつて、当該利益の提供が当該電気通信役務に関する料金その他の経費の減免に相当するとき又は利用者からの申出による当該対象契約の変更若しくは解除の条件等であるとき 当該利益の内容及び当該利益の提供の条件等が明らかにされていること。

3 第一項の規定にかかわらず、変更契約又は更新契約が成立した場合において、同項各号に掲げる事項であつて前項各号に定める基準に適合するもの（第五項において「基本記載事項」という。）の変更がされたとき（次に掲げる場合を除く。）は、当該変更の内容（当該変更契約又は更新契約が書面解除を行うことができるものである場合は、当該変更の内容及び書面解除に関する事項であつて前項第二号に

定める基準に適合するもの）並びに当該変更のされた既契約に係る第一項第二号に掲げる事項及び同項第六号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 利用者の住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないもの（第二十二條の二の十第二号において「軽微変更」という。）のみがされた場合

二 電気通信事業者からの申出により利用者により不利でない変更のみがされた場合

三 付加的な機能の提供に係る役務に係る変更のみがされた場合

四 前三号のいずれかに掲げる変更のみがされた場合

4 契約書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならぬ。

5 次条第一項第二号又は第三号に掲げる方法により記載事項（基本記載事項又は第三項の規定により記載すべき事項をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提供する場合は、令第二條の規定に準じて利用者の承諾を得て、当該記載事項を記載した契約書面の交付に代えて、電子計算機に備えられたファイルであつて当該記載事項が記録されたものを閲覧するために必要な情報及びそれに関する説明（以

下この条において「閲覧情報」という。）を記載した契約書面を交付すれば足りる。

6 法第二十六条の二第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 前条第六項第一号から第三号までに掲げる対象契約が成立した場合

二 書面解除を行うことができない対象契約が成立した場合であつて、その提供条件概要説明に際し、又はその提供条件概要説明の後当該対象契約の成立の時までに、記載事項又は閲覧情報（以下この条及び次条において「記載事項等」という。）を前各項に定めるところにより記載した書面を交付したとき又は令第二条の規定に準じて利用者の承諾を得て、当該記載事項等を次条に規定する方法により提供したとき。

三 二以上の電気通信事業者が利用者に対し契約書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の電気通信事業者が当該二以上の電気通信事業者に係る記載事項等を前各項に定めるところにより記載した書面を交付し、若しくは令第二条の規定に準じて利用者の承諾を得て当該記載事項等を次条に規定する方法により提供した場合又は当該一の電気通信事業者が前号の定めるところにより当該記載事項等を記載した書面を交付し、若しくは当該記載事項等を提供した場合

四 変更契約又は更新契約であつて第三項の規定により契約書面を交付すべきもの以外のものを締結した場合は

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十二條の二の五 法第二十六條の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、利用者が当該電子メールの記載事項に係る記録を出力することによる書面を作成することができるもの又は前条第五項の規定による契約書面の交付に代えて、当該契約書面に記載すべき閲覧情報を記録した電子メールを送信する方法

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、及び記載事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該利用者に通知し、又は当該利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認する方法であつて、当該利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算

機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、及び記載事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該利用者に通知し、又は当該利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認する方法であつて、契約をした後、遅滞なく、記載事項を記載した書面を当該利用者に交付するもの又は当該ファイルに記録された記載事項を、当該利用者に係る電気通信役務の提供に関する契約が解除され、若しくは満了した日までの間及びその日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間にわたつて、当該利用者がこれを閲覧できるようにするもの。ただし、記載事項を記載した書面を当該利用者に交付した場合にあつては、当該ファイルに記録された記載事項を消去することができる。

#### 四 記載事項を記録した磁気ディスク、シー・デー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

2 前項の規定にかかわらず、法第二十六条の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、当該方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、電気通信事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法とする。

3 第一項各号に掲げる方法により記載事項等を提供する場合は、利用者に記載事項を十分に読むべき旨

が表示された画像を閲覧させることその他の当該記載事項等の提供が記載事項を記載した書面の交付に代えて行われるものであることを利用者が確実に了知する方法により提供しなければならない。

第二十二条の二の六 法第二十六条の二第三項の総務省令で定める方法は、前条第一項第四号に掲げる方法とする。

(書面による解除の例外)

第二十二条の二の七 法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第二十二条の二の四第三項各号に掲げる場合
- 二 第二十二条の二の四第六項第一号に掲げる場合
- 三 利用者からの申出により当該利用者に不利でない変更のみがされた場合
- 四 変更契約又は更新契約を締結した場合であつて、第二十二条の二の三第一項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項以外の事項のみに変更があつたとき又は同項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項に第二十二条の二の四第三項第一号から第三号まで若しくは前号の変更のいずれかのみがされたとき

き

五 法第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる場所に関する状況（以下この号において「利用場所状況」という。）及びその利用者の利益の保護のための法令等の遵守に関する状況（以下この号において「遵守状況」という。）を確認できる措置（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」という。）を電気通信事業者が講じているものであつて、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定（以下この条において「認定」という。）したものの提供に関する契約（以下この号において「確認措置契約」という。）を締結した場合

イ 当該電気通信役務の提供が開始された日を起算日とする八日以上の期間において当該利用者が利用場所状況及び遵守状況の確認をすることができること。

ロ 当該利用場所状況について十分でないことが判明したときは、関連契約（確認措置契約及び当該電気通信事業者が当該確認措置契約の締結に付随して有償継続役務の提供に関する契約を締結又はその媒介等をした場合における当該契約その他の当該電気通信役務の提供に付随して締結された契約であつて総務大臣が別に告示するものをいう。以下この号において同じ。）を解除できること。

ハ 総務大臣が別に告示する条件を満たす基準であつて、当該電気通信事業者があらかじめ定めたものに当該遵守状況が適合しないときは、当該利用者が関連契約を解除できること。

ニ ロ又はハの解除に伴い当該利用者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。

(1) 当該関連契約により提供された役務の対価に相当する額（当該役務の提供に必要な工事のために通常要する費用（当該費用として通常請求されるものに限る。以下この号において同じ。）及び当該関連契約の締結のために通常要する費用に係るものを除く。）

(2) 当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備その他の物品が返還されないときにあつては、当該物品の販売価格に相当する額

ホ 提供条件概要説明により、当該確認措置を講じている旨及び当該確認措置の適用に関する条件その他の必要な事項が説明されること。

2 前項第五号の電気通信事業者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

- 一 認定を受けようとする電気通信役務の名称及び内容
- 二 確認措置に関する内容
- 三 その他その電気通信役務の認定の申請に関し特に必要な事項
- 3 認定を受けた電気通信役務を提供する電気通信事業者がその氏名若しくは名称又は前項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。
- 4 総務大臣は、認定を受けた電気通信役務に係る確認措置が第一項第五号イからホまでに掲げる要件を満たさなくなつたと認められるとき、認定を受けた電気通信事業者が前項の規定に違反したときその他当該電気通信役務の利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあると認めるときは、認定を取り消すことができる。
- 5 総務大臣は、認定をしたときは、その認定を受けた電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称並びに当該電気通信役務の名称及び内容を、第三項の規定による届出（第二項第二号に係るものを除く。）があつたとき又は前項の規定により認定を取り消したときはその旨を、それぞれ告示するも

のとす。

6 前各項に規定するもののほか、第二項の申請書の様式その他認定に関し必要な事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(不実告知後の書面の交付)

第二十二條の二の八 不実告知後書面には、次に掲げる事項（変更契約又は更新契約の場合にあつては、第二十二條の二の四第三項に規定する変更の内容、第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項並びに既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項）を記載しなければならない。

- 一 提供される電気通信役務の名称及び種類
- 二 利用者に適用される電気通信役務に関する料金
- 三 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて利用者が負担するものがあるときは、その内容
- 四 第二十二條の二の四第一項第五号イ及びロに掲げる事項
- 五 不実告知後書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間は、書面解除を行うことができ

る旨

六 法第二十六条の三第二項から第四項までの規定に関する事項

七 書面解除があつた場合に利用者が支払うべき金額の算定の方法

八 特定解除契約がある場合は、その旨及びその解除に関する事項

九 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び書面解除を行う旨の書面の送付先その他の書面解除の標準的な手順に関する事項

十 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。）

十一 電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項

十二 不実告知後書面の内容を十分に読むべき旨

2 不実告知後書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 第一項第五号及び第六号に掲げる事項は、赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 電気通信事業者は、不実告知後書面を利用者に交付した際には、直ちに当該利用者が当該不実告知後書面を見ていることを確認した上で、第一項第五号及び第六号に掲げる事項について当該利用者に告げなければならない。

(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額)

第二十二條の二の九 法第二十六條の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。

一 書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額(次号及び第三号に規定する費用に係るものを除く。)

二 電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用(当該費用として通常請求されるものに限る。次号において同じ。)の額として総務大臣が別に告示する額(当該工事が行われた場合に限る。)

三 前号に掲げるもののほか、電気通信役務の提供に関する契約の締結のために通常要する費用として

総務大臣が別に告示する額

(勧誘継続行為の禁止の例外)

第二十二條の二の十 法第二十七條の二第二号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法人契約の締結の勧誘

二 軽微変更に係る勧誘

(媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十二條の二の十一 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及び

これに付随する業務（以下「媒介等業務」という。）を媒介等業務受託者に委託する場合には、当該媒介等業務の内容に応じ、次に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

一 媒介等業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に当該媒介等業務が委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）されるための措置

二 媒介等業務の実施の状況を監督する責任者（当該媒介等業務を委託した電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合にあっては、その役員又は職員）の選任

三 媒介等業務の手順等に関する文書であつて、利用者を誘引するための経済上の利益の内容等を明らかにすることその他の適切な誘引の手段に関する事項及び媒介等業務に関する法令等（法、次に掲げる法律その他の法令及びこれに基づくものをいう。）の遵守に関する事項その他媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための事項を記載したものの作成並びに媒介等業務受託者及びその媒介等業務の従事者に対し、当該法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

イ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）

ロ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

四 媒介等業務受託者における媒介等業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、当該媒介等業務受託者が当該媒介等業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させる等、媒介等業務受託者に対する必要かつ適切な監督等が行われるための措置

五 媒介等業務に係る利用者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるために必要な措置

六 媒介等業務受託者が媒介等業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該媒介等業

務受託者による当該媒介等業務の中止、他の適切な媒介等業務受託者への当該媒介等業務の速やかな委託その他当該媒介等業務の委託に関する契約（二以上の段階にわたる委託がされた場合には、電気通信事業者及び他の媒介等業務受託者が当該委託のため締結したものを含む。）が変更され、又は当該契約が解除される等、媒介等業務が適正かつ確実に遂行されることを確保するための措置

七 前各号の措置及び次項の規定による報告の適正かつ確実な実施のため電気通信事業者が媒介等業務の委託状況を把握するための措置

2 電気通信事業者は、前項第六号に規定する事態が生じた場合であつて利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、当該事態を生じさせた媒介等業務受託者の氏名又は名称、住所及び法人の場合にあつてはその代表者の氏名又は名称その他当該媒介等業務受託者を特定するために必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。

第二十二條の次に次の一條を加える。

（特定ドメイン名電気通信役務の範囲）

第二十二條の二 法第二十四條第一号ハの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九條の二

第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。

第二十二条の三第二項中「におけるすべて」を「における全て」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号口中「第二十三条の九の二第二項に規定する」を削り、同項第三号中「すべて」を「全て」に改める。

第二十二条の四を次のように改める。

(法第三十条第三項第二号の規定による電気通信事業者の指定及びその解除)

第二十二条の四 法第三十条第三項第二号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。

この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者に対する同号の行為の相手方となる同条第一項の規定により指定された電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第二十二条の八第二号ロ及びハ中「第三十条第三項各号」を「第三十条第四項各号」に改める。

第二十三条の四第一項第十号中「をいう」の下に「。第二十三条の九の四第二号及び第二十四条の五第九号において同じ」を加え、同条第二項第二号ニ(1)及び(2)中「の原価」の下に「及び利潤」を加え、「

接続料規則」を「第一種指定電気通信設備接続料規則」に改め、同号ホ中「照らし公正妥当な金額」を「適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの」に改め、「の原価」の下に「及び利潤」を加え、「接続料規則」を「第一種指定電気通信設備接続料規則」に改め、同項第四号中「若しくは保守、」を「保守又は」に、「照らし公正妥当な金額」を「適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの」に改め、「の原価」の下に「及び利潤」を加え、「接続料規則」を「第一種指定電気通信設備接続料規則」に改め、同項第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「接続料規則」を「第一種指定電気通信設備接続料規則」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 光信号端末回線伝送機能（第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表一の項に規定するものをいう。）であつて光信号分離装置（通信用建物外に設置されるものに限る。以下この号において同じ。）を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合にあつては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画（一の光信号分離装置に収容し得る光信号伝送用の回線（加入者側終端装置と接続するものに限る。以下この号において同じ。）を利用するこ）とができる区域で、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設定するものをいう。）に

において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に收容する際現に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を收容する条件

第二十三条の九の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項第二号ハ中「建物」の下に「（以下「第二種指定中継系交換局」という。）」を、「伝送路設備」の下に「（以下「第二種指定中継系伝送路設備」という。）」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十三条の九の三中「新旧対照」の下に「及び様式第十七の四の二から第十七の四の七までの接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもつて表示することができる。

第二十三条の九の三第四号中「以下この条」を「次条第二号及び第二十三条の九の五第一項」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 第二十三条の九の五第一項各号に掲げる事項

第二十三条の九の三第六号から第十一号までを削る。

第二十三条の九の四を第二十三条の九の六とし、第二十三条の九の三の次に次の二条を加える。

(第二種指定電気通信設備との接続箇所)

第二十三条の九の四 法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

二 第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備（他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ伝送役務の提供に用いられるものに限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用したデータ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。）

三 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備間において電

気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2) 接続の請求を行い当該請求への回答（当該請求に即応ができない旨のものである場合には、当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。）を他事業者が受ける手続

(3) 接続協定の締結及び解除の手続

ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から当該開示の日までの標準的期間

ハ 接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間

二 他事業者が接続（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物等の利用を接続に関して行う場合における手続

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第五号において同じ。）の提供に用いられる、当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム若しくはSIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに

関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第九条第三項の規定を準用する。）

五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのある他事業者の利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

六 重要通信の取扱方法

七 他事業者が接続に関して行う請求及び第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式

八 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条

件に関する事項があるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

2 前項第一号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

第二十四条の五第九号中「(インターネットプロトコルにより符号を交換する電気通信設備をいう。)  
」を削り、同条第十四号中「IPアドレス(インターネットプロトコルによる通信を行うための電気通信設備を識別するために割り当てられる番号をいう。)」を「アイ・ピー・アドレス」に改める。

第二十五条の五から第二十五条の七までを次のように改める。

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出)

第二十五条の五 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書(第二十五条の七第四号に規定する場合に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。

(法第三十八条の二の総務省令で定める区分)

第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務の区分とする。

(法第三十八条の二の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類ごとの当該卸電気通信役務の提供の業務を開始し、変更し、又は廃止した年月日

三 当該卸電気通信役務の種類ごとの業務区域

四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者(以下「卸先電気通信事業者」という。)ごとの次に掲げる事項

- イ 当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称
- ロ 当該卸先電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信役務（以下この条において「提供卸電気通信役務」という。）の内容
- ハ 当該提供卸電気通信役務に関する料金
- ニ 当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）
- ホ 当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項
- ヘ 当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
- ト 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法
- チ 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項
- リ 重要通信の取扱方法

又 当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項

ル イから又までに掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項

ヲ 有効期間を定めるときは、その期間

一 電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF T T Hアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するF T T Hアクセスサービスをいう。以下この表において同じ。）

一 当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該F T T Hアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線（当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のV D S L設備その他の電気通

<p>二 電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（電</p>	
<p>一 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信</p>	<p>信設備を用いて提供されるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備とその利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二において同じ。）の数が五万未満のものを除く。）</p> <p>二 その提供を受ける当該FTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が五十万以上の電気通信事業者</p> <p>三 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者</p>

---

気通信事業報告規則第一条第二項第十三号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。) (通信モジュール (特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。) 向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。

---

事業者 (その提供を受ける携帯電話又はBWAアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)

二 その提供を受ける携帯電話又はBWAアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の電気通信事業者

---

第二十五条の七の次に次の三条を加える。

(卸電気通信役務に関する契約約款)

第二十五条の七の二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、前条第四号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務に関する料金その他の提供条件（同号（イを除く。）に掲げる事項に限る。）について契約約款を定め、公表しているものを総務大臣に届け出ることができ、この場合において、当該契約約款による当該卸電気通信役務の提供の業務に係る同条の規定の適用については、同条中「は、次に掲げる事項」とあるのは、「は、次に掲げる事項（第四号に掲げるものを除く。）」とする。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、様式第十八の六の届出書に、同項の契約約款を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定により届け出た契約約款の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の六の届出書に、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

4 第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出)

第二十五条の七の三 法第三十八条の二の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書(第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出)

第二十五条の七の四 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第十八の八の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

第二十五条の九の次に次の一条を加える。

(総務大臣が整理し、公表する情報)

第二十五条の十 法第三十九条の二第四号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法第二十九条第一項の規定による命令（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対してしたものであつて、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関するものに限る。）に関して作成し、又は取得した情報

二 法第三十条第一項及び第三項第二号の規定による指定並びに同条第五項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報

三 法第三十一条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による命令及び同条第七項の規定による報告に関して作成し、又は取得した情報

四 法第三十三条第六項及び第八項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報

五 法第三十四条第三項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報

六 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対してした行政指導（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第六号に規定する行政指導のうち、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関するものに限る。）に関して作成し、又は取得した情報

第二十七条の二第二号及び第二十七条の二の二第二項中「二十九まで」を「三十まで」に改める。

第二十九条の三の次に次の一条を加える。

(総務省令で定める基準に適合することを要しない電気通信番号)

第二十九条の四 法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める電気通信番号は、次に掲げるものとする。

一 ドメイン名

二 アイ・ピー・アドレス

第三十二条第一項に次の一号を加える。

七 本邦に入国する者が、自ら持ち込む端末設備（法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技

術基準として総務大臣が別に告示する技術基準に適合しているものに限る。）であつて、当該者の入

国の日から同日以後九十日を経過する日までの間に限り使用するものを接続するとき。

第五十四条の二第一号中「第十八条第三項」を「第十二条の二第四項第二号ロ」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(ドメイン名電気通信役務等の範囲)

第五十九条の二 法第六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。

一 ドメイン名の一部(ドメイン名の末尾を含むものに限る。以下同じ。)の前に任意の文字を付し、新たなドメイン名として使用する権利を有する電気通信事業者が、当該ドメイン名の一部に関して提供する電気通信役務であつて、次に掲げるもの

イ 国、地方公共団体その他これらに類するものの名称を表す文字及びドットの記号の組合せによるドメイン名の一部として総務大臣が別に告示するものに関して提供するもの

ロ 契約数が三十万以上のもの(イに掲げるものを除く。)

二 前号に規定する電気通信役務以外の電気通信役務(他人の電気通信設備に記録された情報の複製により、入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を用いるものを除く。)であつて、契約数が三十万以上のもの

2 法第六十四条第二項第二号の総務省令で定める電気通信番号は、文字及びドットの記号の組合せを

末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。

3 法第六十四条第二項第三号の総務省令で定める電気通信番号は、次のいずれかに掲げるものとする。

一 数字及びドットの記号の組合せであつて、三十二ビットの値を表すもの

二 数字（数字に代わつて用いられる文字を含む。）及びコロンの記号の組合せであつて、百二十八ビットの値を表すもの

第六十九条第一項中「の各号」を削り、「当該申請等」の下に「（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）」を加え、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 法第十二条の二第一項の登録の更新の申請

第六十九条第一項第四号中「第十七条第一項」を「第十七条第二項」に改め、同項第十八号中「第二項」を「第三項」に改め、同条第二項中「当該届出又は報告」の下に「（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）」を加え、同項第二号中「第十七条第一項」を「第十七条第二項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表 電気通信役務の種類（第二十二条の二の三第一項第五号口関係）

一 電話（アナログ電話用設備を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービス

二 携帯電話端末・PHS端末サービス

三 無線・PHSインターネット専用サービス

四 仮想移動電気通信サービス

五 DSLアクセスサービス

六 FTTHアクセスサービス

七 CATVアクセスサービス

八 公衆無線LANアクセスサービス

九 FWAアクセスサービス

十 IP電話サービス

十一 インターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される

端末系伝送路設備であつて、第八号又は第九号に掲げる役務の提供に用いられるものを用いてインタ

インターネットへの接続を可能とする電気通信役務に限る。)

十二 第二号から第四号まで及び前号に掲げるもの以外のインターネット接続サービス

十三 前各号に掲げる電気通信役務以外の法第二十六条第一項各号に掲げるもの

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

一 携帯電話端末・PHS端末サービス 携帯電話の役務(無線・PHSインターネット専用サービスを除く。以下この号において同じ。)又はPHSの役務並びに携帯電話端末又はPHS端末からのインターネット接続サービス(利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(以下「無線端末系伝送路設備」という。)(その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末又はPHS端末と接続されるものに限る。))及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。)の役務

二 無線・PHSインターネット専用サービス 携帯電話端末・PHS端末サービスの提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネット

トへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（以下「無線インターネット利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供されるもの）であつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

三 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（無線インターネット利用者設備に限る。）を用いて利用される電気通信役務であつて、無線端末系伝送路設備に当該移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）

四 DSLアクセスサービス アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

五 FTTHアクセスサービス その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインター

ネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）

六 CATVアクセスサービス 有線テレビジョン放送施設（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送のうち、同条第十八号に規定するテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（FTTHアクセスサービスを除く。）

七 公衆無線LANアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（携帯電話端末・PHS端末サービス及び無線・PHSインターネット専用サービスの役務を除く。）

八 FWAアクセスサービス その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに

限る。)により構成される端末系伝送路設備(その一部が当該無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備(電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。))と接続される一端が無線であるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役割

九 IP電話サービス 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役割

十 インターネット接続サービス インターネットへの接続を可能とする電気通信役割

様式第一中「第4条第1項」の次に「、第4条の2第1項」を、「第4条第2項第1項」の次に「(第9条更新)」を、「第9条」の次に「(第12条の2)」を、「(第9条)」の次に「(第9条の2)」を加える。

様式第二中「第4条第2項」の次に「、第4条の2第2項」を、「第9条」の次に「(第9条の2)」を、「第12条第1項第1号から第3号まで」の次に「(電気通信事業法第12条の2第2項の規定により準用する同法第12条第1項第1号から第3号まで)」を加える。

様式第三中「第4条第3項第1号」の次に「、第4条の2第3項第1号」を加える。

様式第四中「第4条第3項第2号」の次に、「第4条の2第3項第2号」を加え、

29 電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	
30 上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

を

29 ドメイン名電気通信役務	第59条の2第1項第1号イに掲げるもの	
	第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	
	第59条の2第1項第2号に掲げるもの	
30 電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	
31 上記1から30までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

に

改め、同様式の注1ただし書中「及び5」を、「5及び8」に改め、同様式の注4中「昭和63年郵政省令第46号。」を削り、同様式中注9を注10とし、注8を注9とし、注7の次に次のように加える。

8 ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

様式第四の次に次のように加える。

様式第4の2（第4条の2第3項第7号関係）

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

1	登録の更新を受ける事由	
2	1の項の事由が生じた日	
3	新たに指定をされた電気通信設備の種類	
4	合併若しくは分割による電気通信事業の全部若しくは一部の承継又は電気通信事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「合併等」という。）の事由の別	

5	合併等の当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
6	合併等の理由	
7	法第12条の2第1項第4号の事由の発生に係る当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
8	申請者の特定関係法人となつた事由	
参考事項		

注1 1の項については、法第12条の2第1項各号に掲げる事由の別を記載すること。

2 3の項については、法第12条の2第1項第1号の事由に該当する場合に、法第33条第1項の規定によるもの又は法第34条第1項の規定によるものの別を記載すること。

3 4の項から6の項までについては、法第12条の2第1項第1号から第3号までに該当する場合に記載すること。

4 7の項及び8の項については、法第12条の2第1項第4号に該当する場合に記載すること。

5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4の3 (第4条の2第3項第10号関係)

電気通信事業の登録の更新に係る事業収支見積書

項目		年月日～年月日	備考
収入	電気通信事業収入	千円	
	(何) 事業収入		
	その他の収入		
	計		
電気通信事業支出			
人件費			
経費			
借料・損料			
修繕費			

支 出	その他		
	減価償却費		
	通信設備使用料		
	租税公課		
	その他		
	(何) 事業支出		
	その他の支出		
	法人税、住民税及び事業税		
	計		
差引利益			

注 1 電気通信事業以外の事業について、(何) 事業収入及び(何) 事業支出として記載すること。

2 備考欄には、算出の根拠その他参考事項となる事項を記載すること。

様式第十七の四の次に次のように加える。

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

1 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

	音声伝送		トラヒック		接続料原価		
	業務に係る 費用	契約数連動 費用	連動費用	接続料対象 外費用	接続料原価		
					音声伝送交 換機能	MNP転送 機能	SMS伝送 交換機能
営業費							
運用費							
施設保全費							
共通費							
管理費							
試験研究費							

研究費償却									
減価償却費									
固定資産除却費									
通信設備使用料									
租税公課									
合計									

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号に掲げる機能を、「MN P 転送機能」は同条第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同条第 4 号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）別表第三の「音声伝送役務」の項のうち、「携帯電話」に係る営業費用の各勘定科目の数値

の合計を記載すること。

- 3 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、3（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

2 データ伝送交換機能の接続料原価の算出

	データ伝送業務に係る費用	回線容量課金対		接続料対象外費用	
		象外費用	象費用	接続料対象外費用	接続料原価
営業費					
運用費					
施設保全費					
共通費					
管理費					

試験研究費					
研究費償却					
減価償却費					
固定資産除却費					
通信設備使用料					
租税公課					
合計					

注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 「データ伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第三の「データ伝送役務」の項のうち、「携帯電話・BWA」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

3 「接続料対象外費用」の欄には、「データ伝送役務に係る費用」のうち、自らが設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供するデータ伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあつては、

当該費用が個別に分かるように記載すること。

- 4 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、3（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

	音声伝送交換機能に算入する営業費の額	データ伝送交換機能に算入する営業費の額	MNP転送機能に算入する営業費の額	SMS伝送交換機能に算入する営業費の額
営業費				
電気通信の啓発活動に係るもの				
エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの				

周波数再編の周知に係るもの				
合計				

注 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「MS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。

様式第17の4の3 (第23条の9の3関係)

1 機能に係るレポートベース

項目	金額 (単位：円)	備考
機能に係るレポートベース		
当該機能に係る正味固定資産		
当該機能に係る繰延資産		
当該機能に係る投資その他の資産		

	当該機能に係る貯蔵品		
	当該機能に係る運転資本		

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

2 「当該機能に係る正味固定資産」の項には、様式第17の4の6（役務別指定設備帰属明細表）により算定された額を記載すること。

3 「当該機能に係る運転資本」の項には、様式第17の4の7（機能別運転資本計算表）により算定された額を記載すること。

## 2 資本構成比

貸借対照表の額	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期首値）	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期末値）	平均値
負債の額			
純資産の額			

他人資本比率	
自己資本比率	

合計額				
-----	--	--	--	--

### 3 他人資本費用

項目	数値 (単位：円又はパーセント)	備考
他人資本費用		
機能に係るレートベース		
他人資本比率		
他人資本利子率		
有利子負債に対する利子率		
有利子負債以外の負債に対する利子相当率		

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

2 「他人資本比率」の項には、2 (資本構成比) により算定された値を用いること。

3 「有利子負債に対する利子率」の項には、5（有利子負債に対する利子率）により算定された値を用いること。

4 「有利子負債以外の負債に対する利子相当率」の項には、第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第9項の総務大臣が別に告示する値を用いること。

4 有利子負債・有利子負債以外の負債構成比

負債の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の期首値	原価及び利潤の算定期間の期末値	平均値	有利子負債比率
有利子負債に該当する勘定科目				
有利子負債の合計額				

有利子負債以外の負債に該当す				
----------------	--	--	--	--

勘定科目				有利子負債以外の負債の合計額	有利子負債以外の負債比率
有利子負債以外の負債の合計額					

合計額			
-----	--	--	--

注 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項は、必要に応じて、適宜増減すること。

5 有利子負債に対する利子率

損益計算書上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の損益計算書の額

合計	
----	--

貸借対照表上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期首値）	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期末値）	平均値
合計			

有利子負債に対する利子率

- 注 1 「損益計算書上の勘定科目」の欄は、営業外費用の勘定科目に限る。
- 2 「貸借対照表上の勘定科目」の欄は、有利子負債に該当する勘定科目に限る。
- 3 「損益計算書上の勘定科目」及び「貸借対照表上の勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減する

こと。

## 6 自己資本費用

項目	数値	備考		
自己資本費用	(単位：円又はパーセント)			
			機能に係るレートベース	
			自己資本比率	
			自己資本利益率	

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

2 「自己資本比率」の項には、2 (資本構成比) により算定された値を用いること。

3 「自己資本利益率」の項には、7 (自己資本利益率) により算定された値を用いること。

## 7 自己資本利益率

原価及び利潤の前	原価及び利潤の前	原価及び利潤の算

	々算定期間の自己資本利益率	算定期間の自己資本利益率	定期間の自己資本利益率	過去三期平均値
リスクの低い金融商品の平均金利				
$\beta$				
主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利				
自己資本利益率				

注 1 「リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 9 条第 3 項に規定するものをいう。

2 「 $\beta$ 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 9 条第 4 項に規定するものをいう。

3 「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

8  $\beta$

	原価及び利潤の前々算定期間の $\beta$	原価及び利潤の前算定期間の $\beta$	原価及び利潤の算定期間の $\beta$
算定式			
上記算定式を用いる理由			
算定式に代入する入力値			
$\beta$			

注1 「 $\beta$ 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

2 「算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

- 3 「算定式に代入する入力値」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 4 「算定式に代入する入力値」の項には、原則として、貸借対照表の値（簿価）等公表されている値を用いること。

## 9 利益対応税

項目	数値 (単位：円又はパーセント)	備考
利益対応税		
自己資本費用		
利益対応税率		
機能に係るレートベース×他人資本比率 ×有利子負債以外の負債比率×利子相当率		

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

10 利益対応税率

利益対応税率の算定式		
利益対応税率の算定式に代入する入力値 (税率等)		
利益対応税率		

注 1 「利益対応税率の算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

2 「利益対応税率の算定式に代入する入力値 (税率等)」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

11 利潤

項目	数値 (単位：円)	備考
利潤		
他人資本費用		

自己資本費用			
利益対応税			

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

1 データ伝送交換機能に係る需要

項目	数値 (単位: Mbps)	備考
需要		

注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に掲げる機能をいう。

2 備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

2 MNP転送機能に係る需要

項目	数値 (単位: 秒)	備考
転送呼の通信時間		

注 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第3号に掲げる機能をいう。

### 3 SMS 伝送交換機能に係る需要

項目	数値 (単位：回数)	備考
自網内発着数		
相互接続に係る発着数		

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第4号に掲げる機能をいう。  
 様式第17の4の5 (第23条の9の3関係)

#### 1 データ伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位：円)	備考
接続料	原価	
	利潤	
	需要	

注 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に掲げる機能をいう。

## 2 MN P転送機能の接続料

項目	数値 (単位：円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「MN P転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第3号に掲げる機能をいう。

## 3 SMS伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位：円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第4号に掲げる機能をいう。

4 音声伝送交換機能に係る接続料（設備区分別明細表）

	(1)第 二種 指定 端末 系交 換設 備	(2)第 二種 指定 中継 系伝 送路 設備	(3)第 二種 指定 中継 系交 換設 備	(4)第 二種 指定 中継 系交 換設 備間 の伝 送路 設備	(5)第 二種 指定 端末 系無 線基 地局	(6)第 二種 指定 端末 系無 線基 地局 と第 二種 指定 端末	(7)信 号用 伝送 設備	(8)信 号用 中継 交換 機	(9)携 帯電 話の 端末 の認 証等 を行 うた めに 用い られ	(10)他 事業 者の 電気 通信 設備 と(1) ～(9) との 間に 設置	(11)設 備～ の帰 属が 認め られ ない もの	(何 )	計



需要	利潤	費																				
		研究費償却																				
		減価償却費																				
		固定資産除却費																				
		通信設備使用料																				
	計	租税公課																				

接続料 (相当額)																			
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 1 同一設備区分の設備であつても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

- 2 (1)から(1)までの設備区分によることが困難である場合には、必要に応じ、当該設備区分の欄を変更して記載すること。

様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)

役務別指定設備帰属明細表 (レポートベースの正味固定資産の算定)

事業年度 自 年 月 日  
至 年 月 日

(単位：円)

移動電気通信役務									
音声伝送役務					データ伝送役務				
二種指定設	二種指定設	合計	二種指定設	二種指定設	合計	二種指定設	二種指定設	合計	合計

役務の種類	備			備以外			備			備以外					
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産															
有形固定資産 (帳簿価額)															
	機械設備														
	空中線設備														
	通信衛星設備														
端末設備															





定資産																			
	無形固定資産合計																		
電気通信事業固定資産合計																			

注 1 「音声伝送役務」の欄には、携帯電話に係るもののみを記載すること。

2 「データ伝送役務」の欄には、携帯電話及びBWAに係るもののみを記載すること。

3 「データ伝送役務」の欄は、携帯電話、BWA等の区分の別に従い、レポートベースの算定を分ける場合にあつては、当該区分ごとに分割すること。

様式第17の4の7 (第23条の9の3関係)

機能別運転資本計算表 (レポートベースの運転資本の算定)

	音声伝送交換機能に係る運転資本	データ伝送交換機能に係る運転資本	MNP転送機能に係る運転資本	SMS伝送交換機能に係る運転資本
--	-----------------	------------------	----------------	------------------

	本の額	資本の額	の額	資本の額
運転資本 (年額)				
営業費				
—) 減価償却費				
—) 固定資産除却費				
—) 租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的な 期間				
運転資本 (期間額)				

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号に掲げる機能を、「デー  
タ伝送交換機能」は同条第 2 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同条第 3 号に掲げる機能を、  
「SMS 伝送交換機能」は同条第 4 号に掲げる機能をいう。

- 2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式17の4の2表1（音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。
- 3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式17の4の2表2（データ交換伝送機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。
- 4 「MNP転送機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式17の4の2表1（音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）の「MNP転送機能」の該当する欄の値を記載すること。
- 5 「SMS伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式17の4の2表1（音声伝送交換機能、MNP転送機能

及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出)の「接続料原価」の「SMS伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

様式第十八の四の次に次のように加える。

様式第18の5 (第25条の5関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる

卸電気通信役務の提供業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載  
することとし、代表者が自筆で記入したときは  
、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部  
署等がある場合は、当該担当部署名等を記載す  
ること。)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始した  
ので、電気通信事業法第38条の2の規定により、届け出ます。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用い る卸電気通信役務の種類	
当該卸電気通信役務の種類ごとの当該卸電気通信役務の提供 の業務開始年月日	
当該卸電気通信役務の種類ごとの業務区域	

卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項	当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称			
当該提供卸電気通信役務の内容				
当該提供卸電気通信役務に関する料金				
当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）				
当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項				
当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその				

<p>利用者に対して負うべき責任に関する事項</p>			
<p>電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法</p>			
<p>電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項</p>			
<p>重要通信の取扱方法</p>			
<p>当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項</p>			
<p>上記に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸</p>			

	<p>先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項</p>			
	<p>有効期間を定めるときは、その期間</p>			

注 1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第 4 の表の 1 から 31 までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

- 2 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 18 の 6 (第 25 条の 7 の 2 第 2 項及び第 3 項関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる

卸電気通信役務に関する契約約款設定 (変更) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載  
することとし、代表者が自筆で記入したときは

、押印を省略できる。)



連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部  
署等がある場合は、当該担当部署名等を記載す  
ること。)

電気通信事業法施行規則第25条の7の2第2項（第3項）の規定により、別紙のとおり契約約款を設定（変更）するので届け出ます。

設定（変更）期日	
設定（変更）を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第18の7（第25条の7の3関係）

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる

卸電気通信役務の提供業務変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載  
することとし、代表者が自筆で記入したときは  
、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部  
署等がある場合は、当該担当部署名等を記載す  
ること。)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務について次  
のとおり変更したので、電気通信事業法第38条の2の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後

変更した年月日	
変更の理由	

注 1 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第18の8 (第25条の7の4関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる

卸電気通信役務の提供業務廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載  
することとし、代表者が自筆で記入したときは  
、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部  
署等がある場合は、当該担当部署名等を記載す  
ること。)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を廃止した  
ので、電気通信事業法第38条の2の規定により、届け出ます。

廃止した年月日	
電気通信事業法第18条第3項の規定に より利用者に周知させるために行つた 措置の内容	

注1 「電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(電気通信事業会計規則の一部改正)

第二条 電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」の下に「特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者(以下「特定ドメイン名電気通信役務提供者」という。)並びに」を加える。

第二条中「指定電気通信役務提供者」の下に「、特定ドメイン名電気通信役務提供者」を加える。

第三条に次の一項を加える。

2 特定ドメイン名電気通信役務提供者(当該特定ドメイン名電気通信役務提供者が基礎的電気通信役務提供者、指定電気通信役務提供者又は禁止行為等規定適用事業者である場合を除く。

一)に対する前項の規定の適用については、同項中「とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日

とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする」とあるのは、「とする」とする。

第五条中「事業者は」を「事業者（次項に規定するものを除く。）は」に改め、「の各号」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第三条第二項に規定する特定ドメイン名電気通信役務提供事業者は、別表第一の二によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の二の様式により貸借対照表及び損益計算書その他の財務諸表を作成しなければならぬ。

第六条の見出し中「の事業」の下に「及びドメイン名関連事業以外の事業」を加え、同条に次の一項を加える。

2 ドメイン名関連事業（入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務を提供する電気通信事業並びに当該電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理の事業その他のドメイン名に関連する事業をいう。以下同じ。）以外の事業に属する固定資産、収益又は費用であつて、別表第一の二及び別表第二の二に定めのないものについては、その内容を明示する科目を設けて整理しな

ればならない。

第十条第一項中「電気通信事業固定資産」の下に「及びドメイン名関連事業固定資産」を加え、同条第二項中「電気通信事業固定資産」の下に「及びドメイン名関連事業固定資産」を加え、「つど」を「都度」に改める。

第十一条中「以外の事業」の下に「又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業」を加える。

第十五条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 ドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに関連する収益及び費用は、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しなければならない。

第十八条の見出しを「(収支の状況その他会計に関する事項の公表)」に改め、同条第一項中「第三十条第五項」を「第三十条第六項」に改め、「の各号」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十条第五項」を「第三十条第六項又は第三十九条の三第三項」に改め、同項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十九条の三第三項の総務省令で定める事項は、別表第二の二の様式による次に掲げる財務諸表に記載する事項とする。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 個別注記表（株主資本等変動計算書に関する注記を除く。）

附則第二項及び第三項中「第五条第九号」を「第五条第一項第九号」に改める。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二（第5条及び第6条関係）

勘定科目表

資産

流動資産

科目	備考
----	----

現金及び預金	期限が決算期後1年を超えるものを除く。
受取手形	通常の取引に基づいて発生した手形（金融手形を除く。）上の債権
売掛金	通常の取引に基づいて発生した事業上の未収額
リース債権	<p>所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるものうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で決算期後1年以内に弁済を受けられないこ</p>

とが明らかなものを除く。)及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後1年以内に期限が到来するもの

リース投資資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引(ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引以外のものをいう。)におけるものうち、通常の取引に基づいて発生したものの(破産更生債権等で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。)及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後1年以内に期限が到来するもの

有価証券

売買目的有価証券(時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。)及び1年以内に満期の到来する有価証券

親会社株式

親会社株式(会社法(平成17年法律第86号)第135条第2項及び第800条第1項の規定により取得したものに限る。以下同じ。)のうち貸借対照

商品及び製品	表日後1年以内に処分されると認められるもの（その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。）
仕掛品	
原材料及び貯蔵品	
前渡金	通常の取引に基づく物品の購入、外注加工等のための手付金又は前渡金 決算期後1年以内に費用となるものの前払額
前払費用	
繰延税金資産	(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産 (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
未収収益	
社内短期債権	株主、役員又は従業員に対する短期債権

短期貸付金	期限が決算期後 1 年以内の貸付金
未収入金	
その他の流動資産	1 年以内に現金化される資産及び期限が決算期後 1 年以内の債権で他の流動資産科目に属さないもの
(何) 貸倒引当金 (貸方)	短期金銭債権の貸倒損失に備えるための引当額 (一括して掲記することを妨げない。)

固 定 資 産

科 目	備 考
1 トメイン名関連事業固定資産	
(1) 有形固定資産	
建物	附属設備を含む。
構築物	

機械及び装置	
車両運搬具	
工具、器具及び備品	
土地	
リース資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（有形固定資産に属するものに限る。）
建設仮勘定	設備の建設のために支出したことが明らかな手付金及び前渡金を含む。
その他の有形固定資産	
(2) 無形固定資産	
のれん	会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第11条の規定により資産に計上するもの
特許権	有償取得したものに限り。
借地権	同上（地上権を含む。）

商標権	有償取得したものに限る。
実用新案権	同上
意匠権	同上
ソフトウェア	電子計算機又は交換機用のプログラム等
リース資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（無形固定資産に属するものに限る。）
その他の無形固定資産	
2 (何) 業固定資産	
(1) 有形固定資産	(何) 業の用に供する有形固定資産
(何)	
減価償却累計額（貸方）	有形固定資産に対する減価償却の累計額
(2) 無形固定資産	(何) 業の用に供する無形固定資産

(何)

3 投資その他の資産

投資有価証券

親会社株式、関係会社株式、関係会社債及びその他の関係会社有価証券以外のもの。流動資産に属するものを除く。

親会社株式

親会社株式のうち流動資産に属さないもの（その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。）

関係会社株式

売買目的有価証券に該当する株式及び親会社株式以外のもの。流動資産に属するものを除く。

関係会社債

売買目的有価証券に該当する社債以外のもの。流動資産に属するものを除く。

その他の関係会社有価証券

関係会社有価証券のうち、親会社株式、関係会社株式及び関係会社債以外のもの。流動資産に属するものを除く。

出資金

関係会社出資金を除く。

関係会社出資金	流動資産に属するものを除く。
長期貸付金	期限が決算期後1年を超える貸付金（関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定するものをいう。以下同じ。））、株主、役員又は従業員に対するものを除く。）
社内長期貸付金	株主、役員又は従業員に対する長期貸付金
関係会社長期貸付金	関係会社に対する長期貸付金
破産更生債権等	破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
長期前払費用	決算期後1年を超えた後に費用となるものの前払額
前払年金費用	
繰延税金資産	流動資産に属するものを除く。
投資不動産	
その他の投資及びその他の資産	期限が決算期後1年を超える債権で、他の投資科目に属さないもの及び売掛金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権のうち破産更

(何) 貸倒引当金 (貸方)	<p>生債権等で、決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの          の          長期金銭債権の貸倒損失に備えるための引当額（一括して掲記することを妨げない。）</p>
----------------	--

繰延資産

科 目	備 考
創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	

負債

流動負債

科目目	備考
支払手形	通常の取引に基づいて発生した手形（金融手形を除く。）上の債務
買掛金	通常の取引に基づいて発生した事業上の未払額
短期借入金	金融手形その他の期限が決算期後1年以内の借入金（株主、役員又は従業員からのものを除く。）
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるものうち、決算期後1年以内に期限が到来するもの
未払金	未払配当金その他買掛金又は未払費用に属さないもの
未払費用	利息、賃借料、給与等の費用で、当該事業年度以前に属するものの未払額
未払法人税等	法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未納付額
繰延税金負債	(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税

	金負債
前受金	(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
前受金 預り金	受注品等に対する内入金その他前受収益に属さないもの 他から預かった現金、手形、小切手及び有価証券（株主、役員又は従業員からのものを除く。）
前受収益	利息、賃貸料等の収益で、翌事業年度以後に属するものの前受額
修繕引当金	
(何) 引当金	その性質により流動負債に計上することが相当なもの
資産除去債務	資産除去債務のうち、決算期後1年以内に履行されると認められるもの
社内短期借入金	株主、役員又は従業員からの短期借入金
従業員預り金	社内預金等従業員からの預り金
その他の流動負債	期限が決算期後1年以内の債務で他の流動負債科目に属さないもの

固 定 負 債

科 目	備	考
社債	期限が決算期後 1 年を超えるもの	
長期借入金	金融手形その他の期限が決算期後 1 年を超える借入金（関係会社、株主、役員又は従業員からのものを除く。）	
関係会社長期借入金	関係会社からの長期借入金	
社内長期借入金	株主、役員又は従業員からの長期借入金	
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるものうち、流動負債に属するもの以外のもの	
長期未払金		
繰延税金負債	繰延税金負債のうち流動負債に属さないもの	
退職給付引当金		
(何) 引当金	その性質により固定負債に整理することが相当なもの	

資産除去債務	資産除去債務のうち、流動負債に属するもの以外のもの
その他の固定負債	期限が決算期後1年を超える債務で他の固定負債科目に属さないもの

純 資 産  
株 主 資 本

科 目	内 訳 科 目	備 考
資本金		
新株式申込証拠金		
資本剰余金		
資本準備金		
その他資本剰余金		
利益剰余金		
利益準備金		
その他利益剰余金		

自己株式 (借方)	(何) 積立金 (又は (何) 準備金)	任意積立金を目的別に科目を設けて整理する。
自己株式申込証拠金	繰越利益剰余金	

評 価 ・ 換 算 差 額 等

科 目	内 訳 科 目	備 考
その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金		土地の再評価に関する法律 (平成10年法律第34号) 第7条第2項に規定する再評価差額金

新 株 予 約 権

科目	内訳科目	備考
新株予約権		

費用  
管業費用

科目	備考
1 ドメイン名関連事業営業費用 売上原価 販売費及び一般管理費	役務原価を含む。
2 (何) 業営業費用 売上原価 販売費及び一般管理費	役務原価を含む。

管業外費用

科 目	備	考
支払利息	借入金に係る利息	
社債利息	社債の支払利息	
社債発行費償却	繰延資産に計上した社債発行費の償却額	
売上割引		
雑支出	他の営業外費用科目に属さないもの	

特 別 損 失

科 目	備	考
固定資産売却損	固定資産の売却差損	
減損損失	固定資産の評価差損	
災害による損失 (何)		

法人税、住民税及び事業税

科 目	備	考
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	法人税、住民税及び事業税 税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額	

収 益

営 業 収 益

科 目	備	考
1 ドメイン名関連事業営業 業収益 売上高	ドメイン名関連事業に係る営業収益	
2 (何) 業営業収益 売上高	(何) 業に係る営業収益	

営 業 外 収 益

科 目	備	考

受取利息	預貯金及び貸付金に係る利息
有価証券利息	国債、地方債、社債等に係る利息
受取配当金	株式の配当金、出資金の分配金等
仕入割引	
投資不動産賃貸料	
雑収入	他の営業外収益科目に属さないもの

特 別 利 益

科 目	備 考
固定資産売却益	固定資産の売却差益
負ののれん発生益 (何)	負ののれんの発生益

別表第二様式第一の記載上の注意第16号中「大きさは」を「大きさは、」に改め、同号を同記載上の注意第18号とし、同記載上の注意第15号中「資産の総額」を、「資産の総額」とし、「負債及び純資産の

合計額」を「負債及び純資産の合計額」に改め、同号を同記載上の注意第17号とし、同記載上の注意中第14号を第16号とし、第1号から第13号までを二号ずつ繰り下げ、同記載上の注意に第1号及び第2号として次の二号を加える。

1 事業者が特定ドメイン名電気通信役務を提供する場合における「(何)業固定資産」は、「ドメイン名関連事業固定資産」及び「(何)業固定資産」に分類し掲記すること。この場合において、特定ドメイン名電気通信役務に係る固定資産は「ドメイン名関連事業固定資産」にのみ表示することとする。

2 前号の場合において、「ドメイン名関連事業固定資産」に属する資産は、別表第1の2によりその勘定科目を分類することとする。

別表第二様式第二の記載上の注意第13号中「大ぎやば」を「大ぎやば、」に改め、同号を同記載上の注意第15号とし、同記載上の注意中第12号を第14号とし、第1号から第11号までを二号ずつ繰り下げ、同記載上の注意に第1号及び第2号として次の二号を加える。

1 事業者が特定ドメイン名電気通信役務を提供する場合における「(何)業営業損益」は、「ドメイン名関連事業営業損益」及び「(何)業営業損益」に分類し掲記すること。この場合において、特定ドメ

イン名電気通信役務に係る収益又は費用は「ドメイン名関連事業営業損益」にのみ表示することとする。

2 前号の場合において、「ドメイン名関連事業営業損益」に属する収益又は費用は、別表第1の2によりその勘定科目を分類することとする。

別表第二様式第十四の記載上の注意第2号中「第16条第2項」を「第15条第3項」に改め、同記載上の注意第5号中「大きさは」を「大きさは、」に改める。

別表第二様式第十五の記載上の注意第1号中「第16条第2項」を「第15条第3項」に改め、同記載上の注意第3号中「大きさは」を「大きさは、」に改める。

別表第二様式第十六を次のように改める。

様式第16

移動電気通信役務損益明細表

事業者名 \_\_\_\_\_

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類		営業収益	営業費用	営業利益	摘 要
移 動 電 気 通 信 役 務	音声伝送役務	携帯電話			
		その他			
	小 計				
	データ伝送	携帯電話			
	その他	小 計			
小 計					
移動電気通信役務以外の電気通信役務					
合 計					

(記載上の注意)

1 第15条第3項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) ニ以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によつて各種類の役務に配賦すること。

(2) ニ以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。

営業費

窓口 契約申込等件数比

料金 料金請求件数比

販売 販売件数比

その他 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比

運用費 加入数比又は取扱量比

施設保全費 関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費

償却について同じ。)比

共通費 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比

管理費 関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比

試験研究費 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比

研究費償却 同上

減価償却費 関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。)比

固定資産除却費 関連する固定資産価額比

通信設備使用料 回線数比又は取扱量比

租税公課

固定資産税等 関連する固定資産価額比

事業所税 管理部門等の人件費比

(3) 各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。

市内線路及び機械設備 市内回線数比

市外線路及び機械設備 市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帯域品目は3.4キロヘルツ、符号品目は64キロビットを1回線として換算する。）又は取扱量比

2 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二（第5条及び第6条関係）

財務諸表様式

様式第1

貸借対照表

事業者名 \_\_\_\_\_

年 月 日

(単位 円)

資産の部

I 流動資産

- 1 現金及び預金 ××××
- 2 受取手形 ××××
- 3 売掛金 ××××
- 4 リース債権 ××××
- 5 リース投資資産 ××××
- 6 有価証券 ××××
- 7 親会社株式 ××××
- 8 商品及び製品 ××××

9	仕掛品	××××	
10	原材料及び貯蔵品	××××	
11	前渡金	××××	
12	前払費用	××××	
13	繰延税金資産	××××	
14	未収収益	××××	
15	社内短期債権	××××	
16	短期貸付金	××××	
17	未収入金	××××	
18	その他の流動資産	××××	
	(何) 貸倒引当金 (貸方)	<u>××××</u>	
	流動資産合計		××××

II 固定資産

A ドメイン名関連事業固定資産

(1) 有形固定資産

1	建物	××××	
	減価償却累計額	<u>××××</u>	××××
2	構築物	××××	
	減価償却累計額	<u>××××</u>	××××
3	機械及び装置	××××	
	減価償却累計額	<u>××××</u>	××××
4	車両運搬具	××××	
	減価償却累計額	<u>××××</u>	××××
5	工具、器具及び備品	××××	
	減価償却累計額	<u>××××</u>	××××
6	土地		××××

7	リース資産	××××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
8	建設仮勘定		×××
9	その他の有形固定資産	<u>×××</u>	×××
	有形固定資産合計		×××
(2)	無形固定資産		
1	のれん		×××
2	特許権		×××
3	借地権		×××
4	商標権		×××
5	実用新案権		×××
6	意匠権		×××
7	ソフトウェア		×××

8	リース資産		××××
9	その他の無形固定資産		<u>××××</u>
	無形固定資産合計		<u>××××</u>
	ドメイン名関連事業固定資産合計		××××
B	(何) 業固定資産		
(1)	有形固定資産		
1	.....	××××	
	減価償却累計額	<u>××××</u>	<u>××××</u>
	有形固定資産合計		××××
(2)	無形固定資産		
1	.....		<u>××××</u>
	無形固定資産合計		<u>××××</u>
	(何) 業固定資産合計		××××

C 投資その他の資産

1	投資有価証券	××××
2	親会社株式	××××
3	関係会社株式	××××
4	関係会社社債	××××
5	その他の関係会社有価証券	××××
6	出資金	××××
7	関係会社出資金	××××
8	長期貸付金	××××
9	社内長期貸付金	××××
10	関係会社長期貸付金	××××
11	破産更生債権等	××××
12	長期前払費用	××××

13	前払年金費用	××××	
14	繰延税金資産	××××	
15	投資不動産	××××	
16	その他の投資及びその他の資産	××××	
	(何) 貸倒引当金 (貸方)	<u>××××</u>	
	投資その他の資産合計	<u>××××</u>	
	固定資産合計		××××
III 繰延資産			
1	創立費	××××	
2	開業費	××××	
3	株式交付費	××××	
4	社債発行費	××××	
5	開発費	<u>××××</u>	

繰延資産合計

XXXXX

資産合計

XXXXX

負債の部

I 流動負債

1	支払手形	XXXXX
2	買掛金	XXXXX
3	短期借入金	XXXXX
4	リース債務	XXXXX
5	未払金	XXXXX
6	未払費用	XXXXX
7	未払法人税等	XXXXX
8	繰延税金負債	XXXXX
9	前受金	XXXXX

10	預り金	××××	
11	前受収益	××××	
12	修繕引当金	××××	
13	(何)引当金	××××	
14	資産除去債務	××××	
15	社内短期借入金	××××	
16	従業員預り金	××××	
17	その他の流動負債	<u>××××</u>	
	流動負債合計		××××
<b>II 固定負債</b>			
1	社債	××××	
2	長期借入金	××××	
3	関係会社長期借入金	××××	

4	社内長期借入金	××××	
5	リース債務	××××	
6	長期未払金	××××	
7	繰延税金負債	××××	
8	退職給付引当金	××××	
9	(何) 引当金	××××	
10	資産除去債務	××××	
11	その他の固定負債	<u>××××</u>	
	固定負債合計		<u>××××</u>
	負債合計		××××
	純資産の部		
I	株主資本		
1	資本金	××××	

2	新株式申込証拠金		××××
3	資本剰余金		
	(a) 資本準備金	××××	
	(b) その他資本剰余金	<u>××××</u>	
	資本剰余金合計		××××
4	利益剰余金		
	(a) 利益準備金	××××	
	(b) その他利益剰余金		
	(何) 積立金 (又は (何) 準備金)	××××	
	繰越利益剰余金	<u>××××</u>	
	利益剰余金合計		××××
5	自己株式 (借方)		××××
6	自己株式申込証拠金		<u>××××</u>

株主資本合計

××××

II 評価・換算差額等

1 その他有価証券評価差額金

××××

2 繰延ヘッジ損益

××××

3 土地再評価差額金

××××

評価・換算差額等合計

××××

III 新株予約権

××××

純資産合計

××××

負債・純資産合計

××××

(記載上の注意)

- 1 貸借対照表日において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。
- 2 同一の工事契約（請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な

仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。)に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。

3 各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

4 各有形固定資産に対する減価却累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価却累計額の項目をもつて表示しなければならない。

5 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。

6 各無形固定資産に対する減価却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

- 7 有形固定資産に分類されるリース資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。
- 8 無形固定資産に分類されるリース資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。
- 9 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。
- 10 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。
- 11 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。
- 12 自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新株予約権を控除項目として表示することを妨げない。
- 13 流動資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債に属する資産又は負債で、別に表示

することが適当であると認められるものについて、当該資産又は負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

14 「その他の流動資産」、「その他の有形固定資産」、「その他の無形固定資産」又は「その他の投資及びその他の資産」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、それぞれ当該資産を明示する科目を用いて掲記すること。

15 前号の規定は、負債の表示に準用する。この場合において、「資産の総額」とあるのは、「負債及び純資産の合計額」と読み替えるものとする。

16 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2

損益計算書

事業者名 \_\_\_\_\_

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

I ドメイン名関連事業営業損益

(1) 売上高

××××

(2) 売上原価

××××

売上総利益 (又は売上総損失)

××××

(3) 販売費及び一般管理費

1 . . . . .

××××

××××

ドメイン名関連事業営業利益

××××

(又はドメイン名関連事業営業損失)

II (何) 業営業損益

(1) 売上高

××××

(2) 売上原価

××××

売上総利益 (又は売上総損失)

××××

(3) 販売費及び一般管理費		
1 . . . . .	<u>XXXXX</u>	<u>XXXXX</u>
(何) 業営業利益		<u>XXXXX</u>
(又は (何) 業営業損失)		
営業利益 (又は営業損失)		XXXXX
III 営業外収益		
1 受取利息	XXXXX	
2 有価証券利息	XXXXX	
3 受取配当金	XXXXX	
4 仕入割引	XXXXX	
5 投資不動産賃貸料	XXXXX	
6 雑収入	<u>XXXXX</u>	XXXXX
IV 営業外費用		

1	支払利息	××××	
2	社債利息	××××	
3	社債発行費償却	××××	
4	売上割引	××××	
5	雑支出	<u>××××</u>	<u>××××</u>
	経常利益（又は経常損失）		××××
V 特別利益			
1	固定資産売却益	××××	
2	負ののれん発生益	××××	
3	・・・	<u>××××</u>	××××
VI 特別損失			
1	固定資産売却損	××××	
2	減損損失	××××	

3	災害による損失	××××	
4	・・・・・・・・	<u>××××</u>	<u>××××</u>
	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		××××
	法人税、住民税及び事業税		××××
	法人税等調整額		<u>××××</u>
	当期純利益（又は当期純損失）		××××

（記載上の注意）

- 1 当該事業年度において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。
- 2 営業外収益に属する収益で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該収益を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。
- 3 営業外収益に属する収益のうちその金額が営業外収益の総額の100分の10以下のもので一括して記載することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつ

て掲記することができる。

4 雑収入に属する収益で営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて掲記すること。

5 営業外収益に属する収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて、個別注記表に記載すること。

6 特別利益項目のうち、「固定資産売却益」の記載については、当該固定資産の種類又は内容を、その他の項目については、当該項目の発生原因又は性格を示す名称を付した科目によつて掲記すること。ただし、当該事項を科目によつて表示することが困難な場合には、個別注記表に記載することができる。

7 第2号及び第3号の規定は、営業外費用に属する費用、特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失の記載に準用する。

8 第4号の規定は、雑支出に属する費用の記載に準用する。

9 第5号の規定は、営業外費用に属する費用の記載に準用する。

10 第6号の規定は、特別損失に属する損失の記載に準用する。

- 11 損益計算書には、包括利益に関する事項を表示することができる。
- 12 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3

株主資本等変動計算書

(別紙参照)

様式第4

個別注記表

事業者名 \_\_\_\_\_

年 月 日から

年 月 日まで

- 1 継続企業の前提に関する注記
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 3 会計方針の変更に関する注記
- 4 表示方法の変更に関する注記
- 5 会計上の見積りの変更に関する注記
- 6 誤謬ごひょうごの訂正に関する注記
- 7 貸借対照表に関する注記
- 8 損益計算書に関する注記
- 9 株主資本等変動計算書に関する注記
- 10 税効果会計に関する注記
- 11 リースにより使用する固定資産に関する注記
- 12 金融商品に関する注記

- 13 賃貸等不動産に関する注記
- 14 持分法損益等に関する注記
- 15 関連当事者との取引に関する注記
- 16 1株当たり情報に関する注記
- 17 重要な後発事象に関する注記
- 18 連結配当規制適用会社に関する注記
- 19 資産除去債務に関する注記
- 20 その他の注記

(記載上の注意)

1 次に掲げる注記表には、次に定める事項の記載を省略することができる。

- (1) 会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（同条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表 1、5、7、8及び10から18までに掲げる事項

- (2) 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 1、5、14及び18に掲げる事項
  - (3) 会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表 14に掲げる事項
  - (4) 持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。）の個別注記表 1、5及び7から18までに掲げる事項
- 2 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - 3 継続企業の前提に関する注記は、当該会社の事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。
    - (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

- (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
  - (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
  - (4) 当該重要な不確実性の影響の計算書類（会社法第435条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）への反映の有無
- 4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成に当たって採用する会計処理の原則及び  
手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
  - (3) 引当金の計上基準
  - (4) 収益及び費用の計上基準
  - (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 5 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただ

し、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、(4)イ及びウに掲げる事項を省略することができる。

- (1) 当該会計方針の変更の内容
- (2) 当該会計方針の変更の理由
- (3) 遡及適用 (新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。) をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- (4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項 (当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更 (新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類の作成に当たつた会計上の見積り (計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。) を変更することをいう。以下同じ。) と区別することが困難なときは、イに掲げる事項を除く。)

ア 計算書類の主な項目に対する影響額

イ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ウ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

6 表示方法（計算書類の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1) 当該表示方法の変更の内容

(2) 当該表示方法の変更の理由

7 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1) 当該会計上の見積りの変更の内容

- (2) 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額
  - (3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項
- 8 誤謬の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類における誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 当該誤謬の内容
  - (2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- 9 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
    - ア 資産が担保に供されていること。
    - イ アの資産の内容及びその金額

- ウ 担保に係る債務の金額
- (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
- (3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
- (5) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
- (6) 当該株式会社の親会社株式会社（資産の部に計上するものを除く。）の各表示区分別の金額
- (7) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又

は引当金がある場合には、次に掲げる事項（イの区別をすることが困難である場合にあつては、アに掲げる事項）

ア 当該法令の条項

イ 当該準備金又は引当金が1年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別

(8) 第8条の規定により控除した額

(9) 申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に繰り入れられることが予定されている金額

(10) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容

(11) 受取手形を割引に付し、又は債務の弁済のために裏書譲渡した金額は、受取手形割引高又は受取手形裏書譲渡高の名称を付して注記しなければならない。

(12) 前号の規定は、割引に付し、又は債務の弁済のために裏書譲渡した受取手形以外の手形について準用する。この場合において、割引高又は裏書譲渡高の注記は、当該手形債権の発生原因を示す名称を

付して記載しなければならない。

10 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- (1) 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
- (2) 減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となつてキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。）がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次に掲げる事項。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
  - ア 当該資産又は資産グループについて、用途、種類及び場所の概要。また、その他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容
  - イ 減損損失を認識するに至つた経緯
  - ウ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳
  - エ 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法
  - オ 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

11 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
- (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
- (3) 当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
  - ア 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
  - イ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額
- (4) 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発

行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)

12 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。

(1) 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

(2) 繰延税金負債

13 リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。

(1) ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めること。

ア 当該事業年度の末日における取得原価相当額

イ 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

ウ 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

エ アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

(2) ファイナンス・リース取引により使用するリース物件のドメイン名関連事業固定資産の額及びドメイン名関連事業以外の事業固定資産の額。ドメイン名関連事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。

14 金融商品（金融資産（金融債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金融債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1) 金融商品の状況に関する事項

(2) 金融商品の時価等に関する事項

15 賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有するものをいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏し

いものを除く。)とする。

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

16 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。ただし、(1)に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（事業者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社（会社法第2条第3号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）を除くことができる。

(1) 関連会社がある場合 関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

(2) 開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第4条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合 開示対象

特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

17 関連当事者（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第112条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。

(1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第16号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項

ア その名称

イ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該事業者が有する議決権の数の割合

ウ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

(2) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項

ア その氏名

イ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

(3) 当該事業者と当該関連当事者との関係

(4) 取引の内容

(5) 取引の種類別の取引金額

(6) 取引条件及び取引条件の決定方針

(7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高

(8) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の

内容

18 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前号に規定する注記を要しない。

(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

(2) 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

(3) (1)及び(2)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価

格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引

19 1株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。

(1) 1株当たりの純資産額

(2) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

(3) 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨

20 重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

21 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第51号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

22 資産除去債務に関する注記は、次に掲げる資産除去債務の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重

要性の乏しいものを除く。)とする。

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア 当該資産除去債務の概要

イ 当該資産除去債務の金額の算定方法

ウ 当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

エ 当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額

(2) (1)に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務

ア 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨

イ 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

ウ 当該資産除去債務の概要

23 その他の注記は、3から22までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計

算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

(電気通信主任技術者規則の一部改正)

第三条 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「その区」を「、その区」に、「である場合」を「であるとき」に、「いる場合」を「いるとき又はその事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。）の用に供するものである場合」に改める。

（工事担任者規則の一部改正）

第四条 工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号を次のように改める。

三 適合表示端末機器、電気通信事業法施行規則第三十二条第一項第四号に規定する端末設備、同項第五号に規定する端末機器又は同項第七号に規定する端末設備を総務大臣が別に告示する方式により接続するとき。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第五条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表に次のように加える。

ドメイン名電気通信役務

ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者

様式第十五の二

第二条第二項中「二十九まで」を「三十まで」に、「様式第十五の三」を「様式第十五の四」に改める。

第四条の見出し中「収益報告」を「収益報告等」に改め、同条中「第三十四条第一項」を「第十二条の

二第四項第二号ニ」に改める。

第四条の三中「様式第二十三の三」を「様式第二十三の四」に改め、同条を第四条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(卸電気通信役務の提供に関する報告)

第四条の五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者(その提供を受ける当該伝送路設備を用いる電気通信事業者の電気通信事業の用

に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供するものを除く。）に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）又はその提供を受ける卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のもの（以下「卸先電気通信事業者」という。）に対して、卸電気通信役務の提供の業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の五により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

一 当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称

二 当該卸先電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信役務（以下「提供卸電気通信役務」という。）

## の内容

三 当該提供卸電気通信役務に関する料金

四 当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）

五 当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項

六 当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

七 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法

八 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項

九 重要通信の取扱方法

十 当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項

十一 前各号に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に

重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利

用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項

十二 有効期間を定めるときは、その期間

2 前項の報告をした者は、当該報告をした事項に変更があつたときは、様式第二十三の六により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

3 第一項の報告をした者は、同項に規定する業務を行わなくなつたときは、様式第二十三の七により、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

4 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）が、第一項第二号から第十二号までに掲げる事項について契約約款を定め、総務大臣に報告するとともに、これを公表しているときには、当該契約約款による提供卸電気通信役務の提供の業務については、同項の規定は適用しない。

5 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第二十三の八により、同項の契約約款を記載した書

類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

6 第四項の規定により報告した契約約款の変更の届出をしようとする者は、様式第二十三の八により、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

7 第四項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。）において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

第四条の二中「様式第二十三の二」を「様式第二十三の三」に改め、同条を第四条の三とする。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の二により、毎報告年度経過後三月以内に、その特定関係法人である電気通信事業者の名称について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第十五の三を様式第十五の四とし、様式第十五の二の次に次のように加える。

様式第15の3（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

契 約 数	
電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の2第1項第1号イに掲げるもの	（        ）
施行規則第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	（        ）
施行規則第59条の2第1項第2号に掲げるもの	

参 考 事 項
---------

注 1 「電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。

2 記載するドメイン名の一部の数に応じ、項を適宜増減すること。

3 一の契約で複数のドメイン名電気通信役務を提供する契約形態の場合は、当該ドメイン名電気通信役務の数を契約数として報告すること。

4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
様式第二十三を次のように改める。

様式第23（第4条関係）

---

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる

電気通信役務の提供の業務に係る収益報告

年4月1日から

年3月31日まで

事業者名

(単位 円)

電気通信事業営業収益	

注1 報告年度中に他の電気通信事業者の特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

2 報告年度中に他の電気通信事業者に特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したも

の記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二十三の三中「第4条の3」を「第4条の4」に改め、同様式を様式第二十三の四とし、同様式の次に次のように加える。

様式第23の5（第4条の5第1項関係）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる

卸電気通信役務の提供業務に関する報告

年 月 日

事業者名 \_\_\_\_\_

卸先電気通信事業者の氏名又は名称			
当該提供卸電気通信役務の内容			
当該提供卸電気通信役務に関する料金			

<p>当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）</p>			
<p>当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項</p>			
<p>当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項</p>			
<p>電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法</p>			
<p>電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項</p>			
<p>重要通信の取扱方法</p>			

<p>当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項</p>			
<p>上記に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項有効期間を定めるときは、その期間</p>			

注 1 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第23の6 (第4条の5第2項関係)

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる

卸電気通信役務の提供業務変更の報告

年 月 日

事業者名 \_\_\_\_\_

変更事項	変更前		変更後	
	変更内容		変更理由	
変更した年月日				
変更の理由				

- 注 1 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第23の7 (第4条の5第3項関係)

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる

卸電気通信役務の提供業務に関する第4条の5第3項の報告

年 月 日

事業者名 \_\_\_\_\_

第4条の5第1項に規定する業務を

行わなくなった年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第23の8 (第4条の5第5項及び第6項関係)

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる

卸電気通信役務に関する契約約款設定 (変更) の報告

年 月 日

事業者名

設定 (変更) 期日	
設定 (変更) を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二十三の二中「第4条の2」を「第4条の3」に改め、同様式を様式第二十三の三とする。

様式第二十三の次に次のように加える。

様式第23の2 (第4条の2関係)

第30条第1項の規定により指定された電気通信事業者の

特定関係法人である電気通信事業者に係る報告

年4月1日から

年3月31日まで

事業者名

特定関係法人である 電気通信事業者の名称	
-------------------------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第六条 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）」を「第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）」に改める。

別表第三第一部3(3)及び第四部3中「接続料原価算定上」を「接続料原価及び利潤の算定上」に改める。

(接続料規則の一部改正)

第七条 接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一種指定電気通信設備接続料規則

目次中「第四章 原価算定（第七条―第十三条）」を「第四章 原価及び利潤の算定（第七条―第十三条）」に改める。

第一条中「適正な原価」の下に「及び適正な利潤」を加え、「原価に」を「適正な原価に適正な利潤を加えた金額に」に改める。

第四条中「対象設備、」を「対象設備及び」に改める。

「第四章 原価算定」を「第四章 原価及び利潤の算定」に改める。

第七条の見出しを「（原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用）」に改め、同条中「原価」の下に「及び利潤」を加える。

第八条の見出しを「（接続料の原価及び利潤）」に改め、同条第一項中「原価」の下に「及び利潤」を

加え、「第四条に」を「同条に」に、「機能（第四条の表）」を「機能（同表）」に改め、同条第二項中「原価」の下に「及び利潤」を加え、同項第一号中「とき。」を「場合」に改め、同条第三項中「接続料の原価」の下に「及び利潤」を、「相当する費用」の下に「に限る。以下この項において同じ。」を加える。

第九条第一項中「第四条の」を「同条の」に改め、同条第二項ただし書中「接続会計規則別表第二様式第四」を「同表様式第四」に、「基盤」を「基礎」に改める。

第十一条第一項中「繰戻金（繰戻金）」を「戻金」に改め、同条第二項中「繰戻金（繰戻金）」を「戻金」に改め、「繰戻」の次に「及び」を加え、同条第三項ただし書中「接続会計規則別表第二様式第三」を「同表様式第三」に改め、同条第四項中「不可欠」の下に「であり」を加え、同条第七項中「及び借入金」を「、借入金及びリース債務」に、「の利子相当率」を「に対する利子相当率」に改める。

第十二条第三項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第四項中「第三項」を「前項」に改め、同項ただし書中「替えて」を「代えて」に改める。

第十二条の二第一項第一号中「の原価」の下に「及び利潤」を加え、「及び当該原価」を「並びに当該原価及び利潤」に改め、同項第二号中「の原価」及び「（原価）」の下に「及び利潤」を加え、「及び当該



第四号中「IPアドレス（インターネットに接続された個々の電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を識別するために割り当てられる番号をいう。）及び当該IPアドレス」を「アイ・ピー・アドレス（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十四条第二項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）及び当該アイ・ピー・アドレス」に改め、「接続された電気通信設備」の下に「（同法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）」を加える。

第七号中「IPアドレス」を「アイ・ピー・アドレス」に改める。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第九条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）」を「第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）」に改める。

（東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部改正）

第十条 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成十五年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）」を「第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）」に改める。

第四条ただし書及び第五条第一項第一号口中「原価及び」の下に「利潤並びに」を加える。

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条 接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項、第七項、第八項第八号、第九項、第十項第六号、第十一項及び第十二項第五号中「原価」の下に「及び利潤」を加える。

附則第十七項中「原価及び」の下に「利潤並びに」を加える。

（第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第十二条 第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第五条前段」を「第五条第一項前段」に、「同条前段」を「同項前段」に改める。

第五条の見出し中「個別注記表」の下に「、役務別固定資産帰属明細表」を加え、同条中「別表第二」の下に「による役務別固定資産帰属明細表、別表第三」を加え、「別表第三による接続会計報告書並びに」を「別表第四による接続会計報告書並びに当該役務別固定資産帰属明細表及び」に改め、「準拠した」の下に「資産の整理の基準及び手順並びに」を加える。

第六条中「第五条前段」を「第五条第一項前段」に、「第五条の」を「前条の」に改め、「個別注記表」の下に「、役務別固定資産帰属明細表」を加える。

第七条を次のように改める。

(資産及び負債・純資産に関する規定の準用)

第七条 事業会計規則第二章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事	第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事
---	---

業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しな  
ければならない。ただし、その基準によつて整  
理することが著しく困難な場合は、その全部を  
主たる用途の事業の勘定に整理することができ  
る。

業以外の事業とに共用される固定資産は、適正  
な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しな  
ければならない。

2 二以上の種類（別表第二の役務の種類のカ  
に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に共用さ  
れる固定資産は、適正な基準によりそれぞれの  
役務の勘定に整理しなければならない。

3 前二項の場合において、当該基準によつて整  
理することが著しく困難なときは、その全部を  
主たる関連を有する事業の勘定又は役務の勘定  
に整理することができる。

第八条中「別表第二」を「別表第三」と、「別表第二に掲げる基準」とあるのは「別表第三に掲げる  
基準」に改める。

別表第二を削り、別表第一の次に次のように加える。

別表第二 役務別固定資産帰属明細表の様式（第5条及び第6条関係）

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度 自 年 月 日

至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務						移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
	音声伝送役務			データ伝送役務				
	携帯電話	その他	小計	携帯電話	その他	小計		
電気通信事業固定資産	話			携帯電 話・B WA				
						小計		

有形固定資産

機械設備	取得価格																		
	減価償却累計額																		
空中線設備	取得価格																		
	減価償却累計額																		
通信衛星設備	取得価格																		
	減価償却累計額																		
端末設備	取得価格																		
	減価償却累計額																		
帳簿価格																			

市内線路設備	取得価格																			
	減価償却累計額																			
市外線路設備	帳簿価格																			
	取得価格																			
土木設備	減価償却累計額																			
	帳簿価格																			
海底線設備	取得価格																			
	減価償却累計額																			
	帳簿価格																			
	取得価格																			



品	帳簿価格																		
	取得価格																		
休止設備	減価償却累計額																		
	帳簿価格																		
土地	取得価格																		
	減価償却累計額																		
リース資産	取得価格																		
	減価償却累計額																		
建設仮勘定	取得価格																		
	減価償却累計額																		
	帳簿価格																		

有形固定 資産合計	取得価格													
	減価償却累計額													
無形固定 資産合計	帳簿価格													
	帳簿価格													
電気通信事業固定資産合計														

(記載上の注意)

- 1 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。  
別表第三第一部4中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。  
(4) 役務別固定資産帰属明細表  
別表第三第三部4中「別表第二」を「別表第三」に改め、同4を同表第三部5とし、同表第三部3の次

に次のように加える。

4 役務別固定資産帰属明細表（別表第二の様式による）

別表第三第四部2中「原価算定上」や「原価及び利潤の算定上」に改め、同表を別表第四とし、同表の前に次のように加える。

別表第三 移動電気通信役務収支表の様式（第5条及び第6条関係）

移動電気通信役務収支表

事業者名

事業年度 自 年 月 日

至 年 月 日

（単位 円）

役務の種類	営業 収益	営業 費用											営業 利益	摘		
			営業 費	運用 費	施設 保全 費	共通 費	管理 費	試験 研究 費	研究 償 却	減価 償却	固定 資産	通信 設備			租税 公課	

		費	費	却	費	除却	使用	要
						費	料	
移	音	携帯電話						
		その他						
動	伝	小計						
		役務						
電	デ	携帯電話・						
		BWA						
通	タ	送						
		役						
信	務	小計						
		小計						
移動電気通信役務以外								
外の電気通信役務								
合		計						

(記載上の注意)

1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。

(2) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。

営業費

窓 口 契約申込等件数比

料 金 料金請求件数比

販 売 販売件数比

そ の 他 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比

運 用 費 加入数比又は取扱量比

施設保全費 関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比

共通費 関連する固定資産価額又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比

管理費 関連する固定資産価額又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比

試験研究費 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比

研究費償却 同上

減価償却費 関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比

固定資産除却費 関連する固定資産価額比

通信設備使用料 回線数比又は取扱量比

租税公課

固定資産税等 関連する固定資産価額比

## 事業所税 管理部門等の人件費比

(3) 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。

2 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

3 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次項から附則第七項までの規定 公布の日

二 第一条中電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第八号の次に一号を加える改正規定及び附則

第十四項から第十六項までの規定 平成二十八年四月一日

(準備行為)

2 第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十二條の二の七第一項第五号の認定を受けようとする電気通信事業者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同條の規定の例により、当該認定の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請があつた場合には、施行日前においても、新施行規則第二十二條の二の七第一項第五号の規定の例により、認定をすることができる。

4 前項の認定に係る変更の届出及び当該認定の取消しについては、新施行規則第二十二條の二の七第三項及び第四項の規定の例による。

5 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第一種指定事業者」という。）は、この省令の公布の際現に電気通信事業法第三十三條第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新施行規則の規定に合致させるため、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前においても同條第二項の規定の例により、変更の申請をすることができる。

6 総務大臣は、前項の申請が新施行規則の規定に合致している場合は、第二号施行日前においても当該申請を認可することができる。

7 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定事業者」という。）は、この省令の公布の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、新施行規則の規定に合致させるため、施行日前においても同項の規定の例により、変更の届出をすることができ  
る。

（経過措置）

8 附則第二項から第四項までの規定による申請、認定及び届出は、新施行規則第二十二條の二の七第一項第五号又は同条第三項若しくは第四項の規定によりされたものとみなす。

9 新施行規則第二十二條の二の三の規定の例によりこの省令の施行前に行われた提供条件概要説明（同条第一項に規定する提供条件概要説明をいう。次項において同じ。）は、同条の規定により行われたものとみなす。

10 この省令の施行の際現に電気通信事業者が提供している改正法第一条の規定による改正後の電気通信事

業法（次項及び附則第十二項において「新法」という。）第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務（以下この項から附則第十三項までにおいて「対象電気通信役務」という。）であつて、次に掲げるもの以外の電気通信役務については、新施行規則第二十二條の二の三第二項第三号及び第四号並びに第五項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間、適用しない。この場合において、同条第二項第一号中「場合（第四号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。）」とあるのは、「場合」とする。

一 新施行規則別表備考第一号に規定する携帯電話端末・PHS端末サービスのうち携帯電話端末と接続される同備考第一号に規定する無線端末系伝送路設備（以下単に「無線端末系伝送路設備」という。）のみを用いるものであつて、仮想移動電気通信サービス（同備考第三号に規定するものをいう。次号に於いて同じ。）以外のもの

二 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該無線端末系伝送路設備を用いて提供される新施行規則別表備考第十号に規定するインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備に搭載されるブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とするもの（

仮想移動電気通信サービス以外のものに限る。)

三 前二号に掲げる電気通信役務以外の対象電気通信役務であつて、その提供に関する契約（新施行規則第二十二條の二の三第二項第三号に規定する自動更新をその内容とするものに限る。）の締結又はその媒介等がされようとするときに同項第三号及び第四号並びに同條第五項に定める提供条件概要説明がされていているもの

11 この省令の施行の際現に電気通信事業者が提供している対象電気通信役務であつて、新施行規則別表に掲げる種類の区分ごとの平成二十七年九月末における当該対象電気通信役務の利用者（新法第二十六條の二第一項に規定する利用者をいう。次項及び附則第十三項において同じ。）の数が百万未満である場合における当該区分に該当するものについては、新施行規則第二十二條の二の四第四項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間、適用しない。

12 この省令の施行の際現に電気通信事業者が提供している新法第二十六條第一項第三号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約を当該電気通信事業者と締結している場合（利用者からの個別の契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合その他の利用者の利益の保護に支障が生じない

場合に限る。)における新施行規則第二十二條の二の四第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「八ポイント」とあるのは、「七ポイント」とする。

13 利用者からの電話による申出によりこの省令の施行の際現に締結されている対象電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更又は当該契約の更新をする場合においては、新施行規則第二十二條の二の五第二項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十六條の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方は、当該方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、電気通信事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法とする。
--

2 前項の規定にかかわらず、法第二十六條の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方は、当該方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合にあつては、電気通信事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電話による方法(次に掲げる要件を満たすものに限る。)とす
--

---

る。

一 当該承諾等に係る電気通信役務の提供に関する契約の締結に係る利用者からの電話による申出の都度、前項及び次項に規定する方法により記載事項等を提供することについて、あらかじめ、当該利用者に説明し、了解を得ること。

二 前号の了解を得た場合において、書面（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を含む。）、電子メール又は電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法により当該了解があつた旨を通知

---

すること。  
三 利用者が第一号の了解を取り消したときは、遅滞なく、記載事項等を記載した書面を交付すること。

14 第一種指定事業者は、第二号施行日の前日までに附則第五項の規定による申請をしない場合は、第二号施行日において現に電気通信事業法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新施行規則の規定に合致させるため、第二号施行日から三月以内に同項の規定に基づく変更の申請をしなければならぬ。

15 第二号施行日において現に電気通信事業法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、新施行規則の規定に合致しているものとみなす。

16 第二号施行日から施行日の前日までの間における新施行規則第二十三条の四の規定の適用については、同条第二項第九号中「第一種指定電気通信設備接続料規則」とあるのは、「接続料規則」とする。

17 第二種指定事業者は、施行日までに附則第七項の規定による届出をしない場合は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、新施行規則の規定に合致させるため、施行日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

18 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、新施行規則の規定に合致しているものとみなす。

19 この省令の施行の際現に改正法附則第三条第七項に規定する電気通信事業者である者に係る新施行規則第二十五条の五、第二十五条の七及び様式第十八の五の規定の適用については、新施行規則第二十五条の五中「の開始の届出」とあるのは「の届出」と、新施行規則第二十五条の七中「は、次に掲げる事項」とあるのは「は、次に掲げる事項（第二号に掲げるものを除く。）」と、新施行規則様式第十八の五中「提供業務開始」とあるのは「提供業務」と、「を開始した」とあるのは「について」とする。

20 第二条の規定による改正後の電気通信事業会計規則の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

21 第五条の規定による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期

限が施行日以後である報告から適用する。

22 その一端が新施行規則第四条の四第一項第二号に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、前報告年度（電気通信事業報告規則第一条第二項第一号に規定する報告年度をいう。）及び前々報告年度に係る同令第三条第二項の規定による書面等を施行日から一月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

23 附則第二十一項の規定にかかわらず、その一端が新施行規則第四条の四第一項第二号に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、前報告年度に係る新報告規則第四条の規定による書面等を施行日から三月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

24 第十二条の規定による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

様式第3

株主資本等変動計算書

事業者名 \_\_\_\_\_

年 月 日から 年 月 日まで

(単位 円)

	株主資本											評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本 金	新株 式申 込証 拠金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	自己 株式 申込 証拠金	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評 価差 額金	評価・ 換算 差額等 合計			
			資本 準備 金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余 金											利益 剰余金 合計
							×× 積立 金	繰越 利益 剰余金										
当期首残高																		
当期変動額																		
新株の発行																		
剰余金の配当																		
当期純利益																		
自己株式の 処分																		
.....																		
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）																		
当期変動額 合計																		
当期末残高																		

(記載上の注意)

- この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。
- 株主資本の各項目は、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとに記載すること。変動事由及び金額の記載は、おおむね貸借対照表における記載の順序によること。
- 株主資本以外の項目について、当期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、おおむね貸借対照表における記載の順序によること。
- その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 当期首残高は、遡及適用又は誤謬<sup>ミヒヤウ</sup>の訂正をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

- 8 配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日を付記すること。
- 9 配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとに配当財産の種類並びに配当財産の帳簿価額、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日を付記すること。
- 10 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものについては、配当の原資及び第7号又は第8号に準ずる事項を付記すること。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。